

犯罪被害者等基本計画について

平成十七年十二月二十七日（火）閣議

内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

犯罪被害者等基本計画について御説明申し上げます。

これまで、犯罪被害者やその御家族・御遺族の権利を保護する取組が不十分であり、これらの方々は、十分な支援が受けられず、様々な困難に直面し、苦しんできました。これらの方々の切なる要望に基づき、昨年、犯罪被害者等基本法が成立しました。本件は、同基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めるものであります。

本計画の策定に当たっては、犯罪被害者やその御家族・御遺族の苦しみや悲しみを受け止めることから始める必要があると考え、これらの方々やその支援に携わる方々からの訴え、要望を広く把握し、それら一つひとつについてどのような施策が可能かを検討いたしました。その結果、二百五十八に及ぶ具体的施策が盛り込まれております。

犯罪被害者やその御家族・御遺族の苦しみや悲しみを国民全体で受け止め、気持ちを寄せることは、これらの方々の権利利益の保護に必要なことはもとより、犯罪を防止することのできる安全で安心な社会をつくるためにも重要であります。

今後は、本計画に基づき、政府一丸となり、犯罪被害者やその御家族・御遺族に寄り添い、国民の深い理解を得て、犯罪被害者等のための施策を推進してまいりる所存ですので、閣僚各位におかれましては、格段の御尽力をお願い申し上げます。